市民文教委員会会議録

平成24年2月10日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:10

【 案 件 】

1.学校施設等の再編について

【 報告事項 】

1.4支所管内における飯塚市指定ごみ袋等販売事務委託について (環境施設課)

2.飯塚市自然環境保全条例に基づく届出について (環境整備課)

3. PETボトルキャップ回収拠点拡大について (環境整備課)

4.市民課窓口業務委託の取り組みの状況について (市民課)

5.「くらしの便利帳(改訂版)」の発行について (市民活動推進課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「学校施設等の再編について」を議題とい たします。執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

お手元に2点の資料を提出させていただいております。1点目は鎮西中学校区及び穂波東中学校区における施設一体型小中一貫校建設適地に関する協議の結果についてという文章の写しでございます。もう1つはA3判、横綴じでございますけれども、昨年の夏に提出させていただきました小中一貫校建設適地基本構想中間報告書の中の抜粋でございますが、鎮西中学校区、穂波東中学校区での基本構想で提案をさせていただきました候補地の図面でございます。ただいまから建議書の内容についてご説明をさせていただきますけれども、2つの中学校区の建設候補地について検討をしていただいた結果の報告でございます。場所につきましては、それぞれ、鎮西中学校区につきましてはT1、T2、穂波東中学校区におきましてはHE1、HE2ということで、赤い丸で地図の上に記載しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。それでは建議書のほうのご説明をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。こちらのA4判のほうの1ページ目になります。本件は幸袋中学校区、鎮西中学校区及び穂波東中学校区における施設一体型小中一貫教育校の建設候補地選定のため、対象校区の自治会代表者、幼稚園、保育所、小学校及び中学校在校生の保護者代表、それから有識者から構成されます飯塚市小中一貫校建設適地検討協議会から鎮西中学校区及び穂波東中学校区の建設適地について建議書の提出がありましたので、ご報告をするものでございます。

まず、鎮西中学校区においてでございますが、公民館との複合化を図り、T1候補地での建設、具体的に申し上げますと飯塚市斎場前の農地でございますけれども、このT1候補地が適当と、また穂波東中学校区におきましてはHE2候補地、具体的に申しますと平恒小学校敷地を拡張して建設を進める案でございますが、このHE2候補地が適当とされております。ただし、HE2候補地の決定は優先順位を示したもので、穂波東中学校の改築が急務であるため、何よりも計画期間内での建設実現が優先されるべきで、HE2候補地での建設に支障が生じ、計画期間内での建設実現が困難な場合は、教育委員会の判断によりHE1へ変更しても計画期間内での建設実現を希望されております。また、付帯意見として学校行事に支障のないよう、駐車場スペースの確保をできる限り図ること。周辺との調和や、環境の保全に留意した計画とすること。災害時の避難場所として機能する造成とすることが加えられております。

2ページ目をお開きください。2ページから3ページにかけましては協議内容の概要について掲載しておりますけれども、鎮西中学校区における協議内容について記載をさしていただいております。建設適地決定のための視点について、3ページのほうに移りますけれども、両候補地の地質について、西山活断層の影響について、建設コストの比較等の審議をいただきました内容についての抜粋をしております。そして3ページの後段のほうでございますが、建設適地決定の際の委員意見ということで、これはすべてではございませんが、主な意見6点を掲載させていただいております。T1は造成に要するコスト面、工期及び工事の容易性から優位。T1は周囲の見通しが良く、安全面、児童、生徒の情操にも良い影響を与える。公民館併設を考え、建花寺、八木山地区との連携に考慮すると近いT1が適当。登下校時の交通渋滞を避けるためにも道路アクセスは多方面からできる立地条件が必要でありT1が優位。T2から周辺は山しか見えず、面積も予定面積である32,000平方メートルがやっと取れる程度で、将来の拡張性がない。T2は雑木林を造成することになり自然破壊に繋がる等の意見が出されまして、先ほどの結論に至っております。

4ページをお開きください。4ページから5ページにかけましては、穂波東中学校区における協議内容でございます。先ほどと同様、両候補地の特性について建設コスト比較等が行われておりますが、5ページのほうに記載しておりますように、主な委員のご意見でございますが、7点記載をさせていただいております。HE1は建設に要するコスト面及び工期から優位。HE2はHE1に比べ付近の道路が広く周囲の見通しが良いので、安全面及び学校活動が周辺住民へ与える影響が少ない。HE1は周辺に宅地が建ちこみ将来の拡張性がない上、学校活動が周辺住民に与える影響が懸念される。通学距離を考慮すると、影響の少ないHE1が優位である。HE2は過去に周辺道路の冠水があったが、隣接河川の改修工事が進んでおり、改善が期待される。HE2は当初のコストが高く、買収等に時間がかかるが、建設後も周辺に農地があり、将来拡張が必要な場合に土地の取得可能性がある。将来的な学校舎等のレイアウトを考えた場合、HE2のほうが自由度が高くより充実した教育環境が望める。以上のような内容でございます。なお、本日のご審議の内容を踏まえまして、市長部局とも協議のうえ事務局としての考え方をまとめまして、この後、教育委員会会議に諮り建設地を決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

ここに検討協議会の資料が出されているわけですよね。初めて見させていただいたんですけど、こういうふうなものは大体いつ頃できあがってるんですか。できあがるというか、あなた方の手元に入って、というのは、私どもも資料をきょう初めて見せられて協議内容はこれれてすと、そこで決めていただいて、こっちの方向に持っていきますなんて言われたって、中身について多岐にわたってるし、範囲も広いし、およぶ影響度も大きいんですよ。少し時間をいただいて中身を検討する機会もいただきたいと、いつでしたか、課長にももう決まったとねというような聞き方をしたことがあるんですけど、話だけは先に飛んでいってね、こういうふうな実態があるんだったら、委員長さんにもお願いしたいんですけど、もし事前に資料が手に入るものだったら、それを見て1件1件精査しながらいかがかなということは検討できるわけですよ。というのが、いま出されているのは、私に限っていえば私の校区外の話なんですよ。鎮西と穂波の2つ。だからそんなに詳しくないんですよ。それでできるなら、こんなものがあるんなら、こういったものが協議会のこの適地検討協議会から出されたものを事前にやって、こういった問題を協議してクリアして次の委員会に出しますよぐらいの形の中で出していただいたほうが中身を精査しやすいということを1つ前提にして、それからちょっとお尋ねをいくつ

かさせていただきます。

2ついっぺんに出されているから、2つを交互に聞いていくわけにもいきませんので、穂波のほうをちょっと聞かせてください。私が1番関心があるのは、旧町の問題としてね、飯塚市から見た場合にどうしても偏見があるんですけど、楽市と平恒の地理的な環境を考えたら、楽市のほうがまちの中にあるような気がするんですよ。それで人の寄りつきも楽市のほうがいいんじゃないかなというところで考えていたんですけど、検討委員会の中ではこれが平恒というふうな形になっているので、これはPTAの皆さんとか実際に子どもさんを持ってらっしゃる人たち、こういう人たちの考え方が、もう平恒でいいと、了解というふうな形になったからこうなったんですか。

学校施設整備推進室主幹

まず前段の部分でございますが、言い訳になりますが、お断りをさせていただきますと、この協議会で最終的に決定をいただきましたのが1月31日でございまして、その後、この資料のほうにも付けておりますが、2月6日、月曜日にこの建議書が教育委員会のほうに提出をされております。その後、2月9日、昨日でございますが、教育委員会会議でこのような建議書が提出されたということをご報告いたしまして、本日、この市民文教委員会のほうへご提出をさせていただいておりますので、時間が非常になかったということになりまして、事前に配付をさせていただければ十分精査をしていただけたと思いますけれども、その点につきましてはスケジュールがきつかったということではございますけど、もう少し配慮をすべきだったと反省をしているところでございます。

それから2点目の楽市小学校の関係で、どのような意見がというふうにとらえさせていただいておりますが、先ほども申し上げましたように、この建設適地検討協議会、これについては昨年の秋には今後の私どもの進め方としてご説明をさせていっていただいておったかと思いますけれども、3つの学校区の自治会代表の方、それから保護者代表といたしまして中学校、小学校、幼稚園、保育所の保護者代表の方、それに加えましていわゆる今度の学校建設に対する学識経験を持つ方というような構成で、総数が協議会では24名の構成になっておりますけれども、そこで協議をしていただいた結果でございます。それで先ほどもご紹介いたしましたように、穂波東中学校区におけます候補地の検討につきましてはメリット、デメリットがそれぞれの学校にございまして、なかなか甲乙つけがたいという状況の中で、議論についてもかなりの時間をかけてご審議をいただいたところでございます。その中で今ご指摘のような点もございましたけれども、これは保護者の方だけの意見ではありませんけれども、これから先の学校づくりとしてはどちらの候補地のほうがより良いかというような視点の中で、最終的には先ほどご報告いたしました結果となっております。

岡部委員

くどいようですけど、選定にあたってかかわった人たちの合意形成と言いますか、そういったものは、まとまって出してきたものですか。それとも結果的にはまとまらないと、まとまらないけど大方この近所で良かろうというふうな形で選定をされたものですか。

学校施設整備推進室主幹

先ほども申し上げましたように、メリット、デメリットが並んでますもんですから、どうも甲乙つけがたいというような話でございまして、審議の途中でございますけれども、実はこういうふうな形で地域に協議会をつくって、地域の意見で候補地を選定するというようなことは最初は非常にいいアイデアだと思っておったけれども、こういうふうになってくると責任の重さを感じるというような委員のご意見もございまして、こうなると一旦行政のほうに差し戻して行政に決めてもらったらどうかというようなご意見も途中出たところでございます。しかしながら委員さんの中から、やはりここで地域の意見は出すべきであるというようなことになりまして、会の進め方そのものを議論いただきました。そしてその結果として、やはりここで

定の結論は出すべきであるということを決めていただきました。しかしながら先ほどもご紹介しましたように、優先順位ということで何よりも新たな学校を建設すること、これを最優先したい。その理由としては東中学校の老朽化、特に体育館につきましては急傾斜地に建設されておりまして、非常に危険というような状況もありまして、これは保護者のほうからも教育委員会に早急なる建て替えの要望が出ているような状況でございます。そういう状況で、とにかく建設を最優先したい。そして、ここで建設候補地を1つに絞り込むとした場合に、万が一そこの建設が難しい場合、行政としては断念するというようなことも考えられるだろうと、その際にまた白紙に戻して一から候補地の選定等をやることになれば、非常に時間がかかるというような状況もございまして、ここでは両候補地とも一応認めるけれども、優先順位という形で報告をする。そして先ほどご紹介しましたように、HE2候補地、平恒小学校のほうを優先して考えてほしいという提案になっております。

岡部委員

ちょっと数字のことを聞かせていただきたいんですけど、平恒小学校と楽市小学校はどちらが古い建物なのかということが1点と、それからどちらかに定めた場合に、ここちょっと見せていただいていて、用地買収の必要な面積というのが書いてない。必要な面積がどれぐらい要るのかというのと、それと用地買収に該当するところがね、例えば住宅地とか宅地建物の移転補償費とか、要するにお金のかかる土地がどっちなのかとか、そういうことは当然わかってらっしゃると思いますので、ちょっとお尋ねします。

学校施設整備推進室主幹

まずは施設の建設年度でございますけれども、楽市小学校が昭和63年、平恒小学校のほうは平成3年となっております。これは主なる施設ということでご回答させていただきます。それぞれの施設で建設年度が若干変わっておりますので、主なる施設はそのような状況でございます。それから平恒小学校のほうだけが用地買収が必要になってまいりますけれども、想定している面積は、確定ではございませんが、約1万平方メートル程度は買収が必要というふうに見込んでおりますが、周辺に農地がございますので、宅地等の物件移転補償がかからないような形での買収計画を立てたいと考えております。

岡部委員

私だけお尋ねするのもなんですので、最後の質問にさせていただきますけど、要するに片一方が空き家になるわけですよね。当然、跡地利用の問題がついてくるわけですよ。あなた方の意見をちょっと聞いておきたいんですけど、平恒と楽市とどちらか片一方が空き家になった後の有効活用というのを、どういうふうに協議会の中で検討されて、というのが他の学校区の問題もみんな同じことなんですよ。今の時代ですから、学校なんて広いやつが空き家になったら、うちの工業団地でも埋まらない状況の中で、どういうふうな活用をその中に盛り込まれて、もしくは協議をされてきたのかがあれば、ちょっと教えていただきたい。

学校施設整備推進室主幹

この検討協議会の中で跡地の問題についてどういうふうな論議がという点について、まずお答えさせていただきますけれども、ほとんど論議はしておりません。と申しますのが、この協議会の目的からいたしまして、跡地利用についてご審議いただくのはいかがなものかと、と言いますのが、どちらかまずは決まりますので、建てるほうはよろしいんですが、建てないほうの跡地利用をどうするかというのは、その後の問題であると。まず候補地をつくるのが優先、残った土地については、また改めて地域との協議の場というのを持って決めていくべきだろうというふうにご説明をいたしましたので、協議会の中ではその点の検討はなされておりません。ただ、これは以前にもご質問いただいたかと思いますけれども、第2次実施計画の中で基本的に跡地については売却の方向で検討することが示されております。ただし、その売却につきましても地域の住民の皆さんとの協議のうえ、いわゆる地域のまちづくりに役立つ方向でという

ことが示されておりますので、これにつきましてまた検討するということになれば、地域の中でこの建設適地検討協議会とは違うような構成での協議の場所をつくる必要があるのではないかということで考えております。また財産の処分につきましては教育委員会に権限がございませんので、市長部局とも連携をとりながらの作業となりますので、今後その体制をつくり進めてまいりたいというふうに考えております。

岡部委員

最後にお尋ねしますけど、課長の答弁の中では売却のことは移転が先だからというふうな話があるけど、いつも公共用地敷きで何か動かしたときは、売却の方向で考えますということで、皆さん切り返されるわけですよ。だけどそれで埋まったという試しはほとんどない。後の空き地はどうするかという話は必ずついてまわるわけですよ。だからその今後の問題としてね、やはり後々の有効活用をどうできるかというところまでは包括した中で協議をするべきではないかと、私は個人的に思うわけですよ。それときょう初めて資料をいただきましたけど、これはまだ委員長のほうにお尋ねいたしておりませんけれども、いつぐらいまでの間に委員会の中で答えを出さなきゃいけないのか。もう3月議会にこれを出して決定しなきゃいけないというふうな考え方の中できょう出されてきたのか、ちょっとそこだけ教えてください。

学校施設整備推進室主幹

今後のスケジュールのお尋ねかと思います。これは私どもの事務方の希望でございますけれども、実は候補地が全く昨年末までの状況では決まっておりませんでした。そういう状況からいたしまして、新年度の予算編成についてもほとんど事業を推進するための費用というのは組まれていないような状況にございます。従いまして、こういうふうに建設適地検討協議会からのご意見もいただきましたので、当委員会のほうで一応今後この方向で進めるというようなご了承がいただけるならば、早急に補正予算等を財政当局とも相談いたしまして、建設費ではございませんけれども、建設候補地についての測量とか、あるいは造成設計、造成設計に伴いまして建築設計といいますか、大まかなレイアウト等も検討しなければならないという状況がございます。そのような経費、それから何よりも買収が必要なところにつきましては、用地取得にかかわる予算措置をとらせていただきたいというふうに考えております。

岡部委員

ごめんなさい。もうこれで終わろうと思っていたけど、1点だけ。お金の問題なんか全くまだ出てきてないわけですよね。それで当然、移転することになれば用買かけなきゃいかん状況になって、例えばこっちの土地で、この小学校でやったときにはこれだけの面積が必要になるであろうと。該当する地域はここで、それを公費を使って土地を買ったらいくらぐらいかかると。それからこの学校のほうに持って行ったときはどれくらいかかると。せめてそれぐらいの審議材料をあなた方は提供してからね、我々に判断をさせるような方向に持っていかんと、お金も出さなきゃ何も出さんで、資料もやっときょう出てきたときには、もう方向性を示せというような形というのはね、ちょっと乱暴じゃないかなというふうに私は思います。これは意見として言っておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

八児委員

私は適地検討協議会の中でですね、しっかり汗をかいて出されたことに対しては尊重するということは大事ではないかと思っております。そこで少しお聞かせ願いたいわけですけども、 穂波東中校区においては計画期間内での実現が困難な場合とありますが、計画期間内ということについて、少しお聞かせ願えますか。

学校施設整備推進室主幹

計画期間と申しますのは、第2次実施計画にうたっている計画でございまして、平成27年

度までの完成を目指すというものでございます。

八児委員

一応の方向性が出されたということでありますので、これが覆るようなものがあるのかどうか、全般について聞かせていただきたいと思います。

学校施設整備推進室主幹

これは先ほど申し上げましたように、教育委員会としても最終的に建設適地の決定はしておりませんが、あくまでも推進室の考え方でございますけれども、この建議書に記載のとおり鎮西地区につきましては T 1 候補地、穂波東中学校区につきましては H E 2 候補地での建設を進めたいという考え方を持っております。

八児委員

それでは今後、先ほどスケジュールも少しお話しいただきましたけれども、これに取り組む 体制というか、そういうものは何か別につくられるのかどうか、そこら辺はありますか。

学校施設整備推進室主幹

今後の体制でございますけれども、当然に私ども推進室がプロジェクトとして組織されておりますので、ここで対応をとってまいります。ただし先ほどちょっと申し上げましたように、 用地取得の部分が出てまいりますので、これにつきましては土地開発公社のほうへ委託をし、 買収については市長部局のほうの援助を借りながら進めていこうというような考えでおります。

委員長

他に質疑はありませんか。

古本委員

いま岡部委員さん、八児委員さんの質問の中でいろいろ聞かせていただいたんですが、答弁の中でも、もうほとんどこれで決まりみたいな感じで受けておったんですが、我々、いろんな資料も含めてですね、審議する場所がなかったんですよね。そういう中で急がなければいけないというような部分も感じるわけですが、そのとおりですか。時間がなくて、検討委員会の意見を集約して、3月ぐらいに予算が云々とかいうお話も含めて、そこまで行くんですかね。どうなんですか。

学校施設整備推進室主幹

ただいままでの答弁でございますけれども、あくまでも先ほど申し上げましたように、推進室としての考え方を述べさせていただいておりますが、一番最初に申し上げましたように、この市民文教委員会でのご審議の内容、これをまずは参考にして、今後については進めさせていただきたいという考えでございます。審議についての時間が、というようなご意見がございますけれども、そこにつきましては委員会のご判断に委ねたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、来年度の事業遂行のためには、どういたしましても3月議会への予算上程ということが前提になりますので、その点もできましたらご配慮いただければと考えるところでございます。

古本委員

それで、あなたが言われたような答弁の中で聞きにくいところが多々あるかなと思いながら、 冒頭に話をさせていただきました。時間がない、急がなければいけない中で、私がちょっとい ま聞こうとしているところがですよ、この検討委員会のほうで比較対照で意見が出されており ますよね。これは建設コストの比較の中から2番で建設適地決定の際の委員意見の中で、この 意見を読ませていただきますと、なんで平恒になったのかなとか思うような節を感じるわけな んですよね。というのは、この予定されておるところが以前に碇川の浸水で道路が冠水したと か、用地が1万平米以上足りないとか、そういうのがここに羅列して書いてあるわけですが、 まあ1万平米は聞かれた話の中で私もいま知り得たわけですが、そういうのがあって、もしく は通常、学校とかはある程度市民の中心地にあって、災害等があったときに避難場所として使 ったりとか、さっき言われた鎮西のところは公民館を併設するとか、いろんなことも考えられるじゃないですか。それなのにこういうのが羅列して書いてあるのに、何で平恒になったのかというのがちょっと私は分りにくいんですね。コストも高い、しかし将来的には云々と書いてありますから、将来的にどういうことがあるんですか。生徒がふえるんですか、今から先。そういうのも見えない。もしくは私が聞こうとしたのは、例えば楽市小学校がいま在校生がどのくらいいるのか、平恒がどのくらいいるのか、ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、そういうのも考えた中で通学の問題とか、バスの問題とか、いろんな問題が出てくるんですよね。以前に、私はあなた方から直接ではないんですが、どちらかというと楽市のほうがコストも含めて、用地の問題も含めて、保育所を動かせば全部入るとかいうような意見をお聞きしておったものですからね。でも、いつの間にか平恒になった。この辺がちょっと分りにくい。そういう中で予算の計上とかいろんなことで急がれているところがあるもんですから、出来ますれば我々委員会の中でも、もう少し時間をいただいて、資料もいただいて、そしてもう少し中を審議する前に現地に行ったりとか、いろんなところまで中に踏み込んでいきたいんですよ。それでもう少し時間をいただきたいという思いがあります。それだけ意見として言わせていただきます。

委員長

今いろんな質問がある中で、きょうこれを出されて早急な委員会の返答がほしいということですけど、もう少しこれは時間をかけて資料等も出していただきながら検討したいというふうに考えております。だから、その辺りで執行部のほうも考えてほしいと思います。

他に質疑はございませんか。

鯉川委員

1点だけ確認なんですけども、きょう資料が出ておりますのが建設適地に関する協議の決定ということで、穂波地区の場合と鎮西地区の場合が出てますけれども、幸袋については出ていない。今後スケジュール的に幸袋が出てないで、この2つだけを先に進めていくのか、幸袋はまだなかなか難しい問題があるのでそのままにして、どういうふうな形で進めていこうとされているのか、そこら辺を含めての今後のスケジュールというのを教えていただきたいと思います。

学校施設整備推進室主幹

先ほど申し上げましたように、現在の第2次実施計画では平成27年度までの完成というこ とを目指しております。それで、その原因となりますものが、1つは施設の老朽化という問題、 2つ目は耐震を急ぐという問題がございます。耐震につきましては、特に文科省のほうも平成 27年度までには完了するというようなこともございますので、その趣旨からもこの計画期間 内に早期の改善をやりたいということが1点ございます。それからの逆算になりますけれども、 建築には約2年間、そして、その前の造成には1年間を要するということを考えますと、平成 2.4年度の1年間でいわゆる建設を始めますための設計等を完了する必要があるということで、 非常に厳しい状況にはございます。その中で計画してまいりますと、先ほどご意見がございま したけれども、3つのうちの1つが決まっていないのに2つだけを今回提案しているというこ とでございますが、その理由も決まったところから着手をし、建設準備の終わったところから 工事のほうも開始したいという思いがございます。幸袋地区につきましても、秋の市民文教委 員会でご報告いたしましたが、いわゆる基本構想の検討会の段階で地域住民の皆さんのご意見 をいただきまして、今その仕切り直しをして協議を進めさせていただいているところでござい ます。12月、1月と協議をもちまして、来週にまた3回目の協議に入るわけでございますが、 そういうことで幸袋地区につきましても、もう少し時間はかかるかと思いますが、一定の結論 はいただけるんじゃないかという見通しでございますので、そんなに時期的に遅れることもな いんじゃないかということで、現在、私ども予測をしております。そういうことで決まったと

ころから、先ほど申し上げましたが、予算措置等の問題もございますので計画を進めさせていただきたいと考えておりました。

委員長

他に質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:36

再 開 10:40

委員会を再開いたします。

教育部長

今回の資料は建議書のみということでございますので、今後はきょうご要望がございました 資料をどの程度そろえられるか、ちょっとわかりませんが、そろえまして、もう一回審議に供 していただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査としたいと思いま す。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出が あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「4支所管内における飯塚市指定ごみ袋等販売事業委託について」の報告を求めます。

環境施設課長

4 支所管内におけます飯塚市指定ごみ袋等の販売事務の委託についてご報告いたします。現 在4支所管内におきましては、量販店、コンビニなど指定ごみ袋等の販売につきましては、そ れぞれ卸す事務でございますが、4支所管内の市民窓口サービス課において取り扱っておりま す。このたび行財政改革の一環から、民間委託することにより支所事務の効率化とコストの削 減、さらに質の高いサービスを提供するため事務を委託するものでございます。委託する業務 につきましては、飯塚市が契約する指定ごみ袋等販売店、穂波地区53店舗、筑穂地区27店 舗、庄内地区23店舗、頴田地区23店舗、合計126店舗が持参しますごみ袋等納付書兼受 領書を確認して指定ごみ袋等を渡す業務、及び在庫管理を行い市へ報告する業務でございます。 業務の履行場所といたしましては、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、頴田地区におきまして各 地区1カ所の計4カ所で事務所とごみ袋等を保管するための併設した倉庫を有する者により業 務を行うものとしています。業務委託者の選考方法につきましては公募により希望者等を募り、 飯塚市ごみ袋専用指定袋等販売事務委託公募型指名競争入札実施要綱に基づきまして要件を満 たす応募者を指名し、公募型による指名競争入札を実施したいというふうに考えております。 また、ごみ袋等の販売の業務の開始につきましては、4月上旬に公募開始、4月中旬に入札参 加申請書提出、4月下旬に入札執行により業者を決定し、5月1日から5月31日までは準備 期間、6月1日からごみ袋等の販売業務開始という予定で計画をいたしております。このこと から平成24年度当初予算に委託料を計上させていただいております。

また、ごみ袋の関係でございますが、いま現在、市民の皆様方には10枚1冊単位でごみ袋を購入していただいておりますが、このたびごみの減量化等の環境に配慮した取り組みの一環といたしまして、包装用紙ラベルの一部を切り取ったごみ減量化した紙ラベルを平成24年

4月より変更したいというふうに考えております。いま現在、こういうふうなラベルでございますが、一部下部を切ったこういう形のごみ減量化ラベルということで、4月から実施したいと考えております。効果といたしましては、通常のラベルと比較いたしまして約8%、年間180キログラムのごみ減量化が図られ、切り取った分につきましては、再生紙としてリサイクルするということにいたしております。今後とも環境に配慮した取り組みを継続して検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

古本委員

この業務ですが、委託料はどのくらいの予算を見てあるんでしょうか。

環境施設課長

今回、当初予算に計上いたしております金額につきましては、約340万円程度でございます。

古本委員

先ほどの話の中では、業務委託を公募して入札されるわけですよね、そうしたときにはやは り安いところになるんですか。

環境施設課長

先ほどご説明しましたように、飯塚市の要件に合致する指名業者で競争入札し、安いところに決定するというふうに考えております。

古本委員

そこなんですが、これは旧町のごみ袋の委託ですよね。そうした場合には旧飯塚市の場合は いまシルバーかなんかに委託されてますよね。その不公平さはないんですか。どうですか。

環境施設課長

ご質問のように、いま飯塚市につきましてはシルバー人材センターのほうで販売店に対して 委託契約しております。これにつきましては、あくまでも飯塚市をベースにした考え方の中で、 4支所管内につきましての委託料を積算しておりますので、公平さは確保しているというふう に考えております。

古本委員

先ほどお聞きしたときに、安いところにと聞いたんですが、例えばシルバーの金額が一定の 金額があって、それ以上安くなったら不公平さが生じないですかとお聞きしているんですが、 いかがですか。

環境施設課長

基本的にやり方がございまして、いま実際に公募型という形の中で、例えばある程度の予定価格と申しますか、そういう形の考え方の中で、実際に設計価格と予定価格の間でやるというような、いろいろな形が考えられると思います。今ご指摘のように、あくまでも飯塚市の飯塚地区と4支所管内で公平さを確保できる考え方で実施したいというふうに考えております。

古本委員

よくわからないんですが、不公平さがないように、それと例えば全体をシルバーにさせるとかいう話ならちょっとわかりやすいんですけどね、そこは起こらないようにしてください。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に「飯塚市自然環境保全条例に基づく届出について」の報告を求めます。

環境整備課長

飯塚市自然環境保全条例に基づく届出が2件ありましたので、ご報告いたします。

別紙資料をお願いいたします。1件目でございますが、1ページ目が届出の内容で、2ページ目が位置図、3ページ目が平面図でございます。本件は平成23年11月25日、株式会社幸信より津島における岩石及び砂利を採取する事業につきまして、本条例第8条の規定に基づく事業計画の変更届出がなされたものでございます。変更内容は、事業区域を拡大するもので、事業計画面積を11,952.85平方メートルから35,494.73平方メートルに拡張し、土砂による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業を追加するものでございます。なお、本条例に基づく地元説明会につきましては、平成23年12月23日、津島公民館で開催されましたが、出席者はありませんでした。出席者がなかったことについて地元自治会長は、平成22年8月24日付けで届出のあった当初の事業計画の地元説明会において、今後の事業拡大についての説明が事前に行われているからではないかとの見解を示されております。市としましては、引き続き地元自治会と協力し、事業の進行を見守っていきたいと考えております。

続きまして、2件目でございますが、4ページをお願いいたします。4ページ目が届出の内容で、5ページ目が位置図、6ページ目が平面図でございます。本件は平成23年12月22日、株式会社坡平産業より内野における岩石及び砂利を採取する事業につきまして、本条例第8条の規定に基づく事業計画の変更届出がなされたものでございます。変更内容は、真砂土を採取しながら、大雨により崩れた法面を安定させる事業を行うものであります。なお、平成23年12月17日に関屋公民館で事前に地元説明会が開催され、住民からの意見は特段なかったと地元自治会長より伺っております。市としまして、本条例に基づく地元説明会の必要性について、地元自治会長に確認しましたところ、改めて説明会を行う必要はないとのことでありました。今後も引き続き地元自治会と協力し、事業の進行を見守っていきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、2件の報告を終ります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

確認だけをちょっとしたいんですけどね、所定の手続きで届出がなされているということで、こういうふうに資料が上がってきているわけですけれど、この所定の手続きができていたら、 飯塚市としては受理をしなければいけないというふうな形になっているんですか。

環境整備課長

当然、その自然環境保全条例のほうに該当するということであれば、届出を出していただくということになります。

岡部委員

そうしますと、この事業に関する許認可権というのは、どこになるんですか。

環境整備課長

許認可と申しますものにつきましては、県のほうになります。

岡部委員

私がよくわからないのが、やるのは飯塚市で、させるのは県というような形で、たしか前回の選挙のときにもいろいろとそういった問題が出ておりました。これ直接は関係ないんですけれど、いつごろですかね、去年、八木山に上がって行ってますと、上がりついてすぐ右手ぐらいに処理施設という看板が上がってたんですよ。あなた方は知ってます。

環境整備課長

わかっております。

岡部委員

私の勉強不足かもしれませんけれど、所定のこういうふうな届出に基づいて、あなた方が了解して、あそこで事業を開始されたものですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:53

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

環境整備課長

八木山を上がりまして右手の分だと思いますが、この案件につきましては一般廃棄物のほうの許可として、確か環境対策課で処理したものだというふうに認識しております。自然環境保全条例によります届出に該当するものということではございません。

岡部委員

所管が違うから受付けが違かったというふうな答えですけれど、一般市民にしてみれば同じ考え方をするわけですよ、施設のあり方としては。そのときに許認可権は県にあって、中身は市にあってというふうな形の中で、住民と問題が起きるわけですよ。だから、今回の2件の問題についても、重々にそういうふうな部分を配慮して、そういうトラブルのないようにやっていただきたい。そのトラブルが後で起き上がって、妙なところでまた周辺住民みんなを巻き込んで、前回は選挙のときにそれがあったんですよ。もう本当に大迷惑でした。だから最初にきちっと許認可をするとこと、受け皿の施設を提供する自治体と、きちんと話をして周辺住民ともきちっと折り合いをつけた中で、事業を開始していただきたいということを要望しておきます。

市民環境部長

私のほうから少し補足をさせていただきたいと思います。今ご指摘の件につきましては、思いというのは同じところかなと思っております。この条例そのものは先ほどの答弁の中で、県の許可というような話を担当課長が申し上げましたけども、基本的には県の許可があろうがなかろうが、あくまでも飯塚市民に環境面からいろいろ及ぼす影響、そういったものを勘案しながら、必要なときにはこの条例において適切に対応しているということでございます。ですからこの条例の中で、例えば土砂の搬入だとか、搬出だとか、産業廃棄物だとか、いろいろ該当する項目を設けておりますけれども、それ以外に先ほども言いましたように、環境の影響とかいるんなものを勘案しながら適切に対応しているところございます。決して県の許可であるからとか、ないとかいうことではございません。

岡部委員

立派なことをおっしゃったから言いますけどね、許可があろうとなかろうと、あなた方が責任もってやっていくということを言われたわけだから、その責任の範疇において周辺の住民とか学校とかそういったことに影響のないように、ぜひお願いいたします。

委員長

他に質疑はございませんか。

八児委員

少しお聞かせ願いたいと思いますけど、いま部長が答弁されたことで、しっかりやっていただければ十分それでいいのかなと思いますけども、やっぱり山を切ったり盛ったりするわけですから、木を切ったりされるわけです。雑木とかいろいろ木が生えてるんでしょう。基幹的に山だから。きちっと計画を持ってですね、それぞれできちっと整備というか、切り取りをされて、後の被害のないようにされておると思いますが、自然環境保護条例という全般的なことでちょっとお話さていただきたいんですけど、そういう自然環境がやはり何らかの形で崩されていくという形の中で、自然にかえす部分とかいう形というのはあるのですか、ないのですか。

そこら辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

環境整備課長

当然、そこの土地を削ったりいろいろするわけでございますが、その後の跡地整備ということで県のほうからも指導がございますし、私どもとしてもそこのところはしっかり事業者のほうが適切にやっているかというところを指導しながらやっていくというふうに考えております。 八児委員

そのとおりと思いますけども、やはり何らかの形でいろんな問題が出てくるんですよ。いま 異常気象という形の中で局地的な大雨が降ったりですね、そういうことで法面が崩れたり、そ の水が下流に流れてくるとかいう形もあるわけですけども、当然そのための調整池とかはつく られておるというふうに思いますけども、何となく自然環境保護条例という意味合いの中で、 本当に自然を守って、そして開発をするという意味合いがどこにあるのかなという、そこら辺 が少し納得できない部分があるんですよね。やはり木を切っていくということは、当然、わか りますけれども、やはり植林をしていくとか、そういうふうなことなり、何らかの形で自然に

環境整備課長

当然、事業が終わりましたら跡地整備ということになりますが、跡地整備の中には植林とかそういったものも当然ございます。そういった中で許可権者である県のほうも当然指導していきますが、私どもも県と一緒にその対応はやっていくということでございます。

委員長

他に質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

戻す部分を、市として指導ができるのかどうか、そこら辺はどうなっていますか。

次に「PETボトルキャップ回収拠点拡大について」の報告を求めます。

環境整備課長

昨年の2月1日から開始いたしましたPETボトルキャップの回収・リサイクルの実験につきましては、別紙資料として当時のお知らせ文を提出いたしておりますが、市役所本庁と市内の量販店、ハローディ2店舗の計3カ所を回収拠点として回収ボックスを設置し、回収に取り組んできましたところ、ハローディ2店舗で月平均約130キログラム、市役所本庁では月平均約20キログラムのキャップが集めることができ、平成23年12月末現在で約1,700キログラムを回収することが出来ております。

なお、この実験は昨年9月、県環境保全公社に共同研究プロジェクトとして採択され、平成25年度までの間、さらに回収実験を継続・拡大することが出来ることとなりました。 そこで回収の拡大について関係各課と協議を重ねました結果、平成24年度からは、現在、廃食用油の回収拠点としております4支所と12の地区公民館に回収拠点を拡大し、計19拠点で回収を行うことといたしております。

今後はこの19拠点で回収を行いながら、さらなる回収量の拡大を図り、ごみの減量化やリサイクル意識の向上など、市民への啓発に取り組んでいきたいと考えております。 以上、簡単でございますが、報告を終ります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に「市民課窓口業務委託の取り組みの状況について」の報告を求めます。 市民課長

市民課窓口業務委託の取り組みの状況について報告いたします。

さる、12月15日の市民文教委員会において、市民課窓口業務委託業者の選定結果を報告いたしましたが、その後、12月28日に日本コンベンションサービス株式会社と請負代金額1億9919万9700円で契約書を交わしました。これは1年間になおすと、3983万9940円になります。

また、業務従事者の採用人員につきましては常勤6名、パート15名の計21名で決定し、 常勤者はすべて飯塚市内居住者、パート職員につきましては飯塚市から13名、嘉麻市、桂川 町からそれぞれ1名の雇用ということでございます。

現在、4月からの本稼働に向け事務引き継ぎ期間中で、業務従事者に対し業務知識、機器の操作研修のほか個人情報保護や接遇研修並びに人権についての研修等が行われ、引き続き今週から実際に市民課届出登録コーナー及び証明コーナーに入り、実地研修を行っていただているところです。民間委託への円滑な移行を図り、今後も市民サービスの向上に努めて参ります。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

窓口業務のとり方については一般質問でお尋ねしましたので言うことはないんですけど、今の構成メンバーでパートを現地雇用して、具体的に住民サービスの低下という問題については、そういった指導とか教育というのが当然これからなされていくと思うんですが、その点についてどのように考えておられますか。

市民課長

現在、入っていただいております日本コンベンションサービス株式会社、ここはプロポーザルのときにも開口一番、質の高いサービスを提供するというふうに言ってあります。私どもはここらあたりを期待してですね、今後とも見守っていきたいというふうに考えています。

岡部委員

お金のことを聞いて悪いんですけど、いまパートの方を使って業務をやってますよね。これ に比べたら大体何%ぐらい経費的には差があるんですか、さっきの金額で。

市民課長

当初は財源効果ということで、1年間に1200万円ということで見込んでおりました。今回、契約しまして大体580万円ぐらいの削減効果になっておりまして、1200万円と合わせて年間にしましたら、100万円上積みで1300万円を超える財源効果があるということで見込んでおります。

岡部委員

それが悪いとか言っているんじゃないんです。これから指定管理だから5年間ですか、ぜひ住民サービスの低下をきたさないように頑張っていただきたいと。また、地元をぜひ使ってやっていただきたいということを申し添えて、意見として言っておきます。

委員長

他に質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「くらしの便利帳(改訂版)の発行について」の報告を求めます。

市民活動推進課長

くらしの便利帳(改訂版)の発行につきましてご報告いたします。

くらしの便利帳(改訂版)の発行を、平成24年6月を目指し事務を進めております。前回は、広告掲載事業により平成22年6月に発行し、市内の各世帯に配布いたしておりましたが、 2年が経過したため、今回も広告掲載事業にて改訂版を発行するものでございます。なお、公 募によりまして寄附決定者は、前回同様、株式会社サイネックスとなっております。内容は市の情報、歴史や文化財、公共施設、生活関連情報等のページを設けております。具体的な作成方法につきましては、本市が行政情報を作成し、広告業者であるサイネックスが民間企業や団体の皆様からの広告を募集し、編集・印刷を行います。今回は各世帯への配布を直接サイネックスが担当するようになっています。

以上、報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。